

あなたの国民年金

パート 39



国民年金保険料

免除された期間は

『追納』することができます

免除された期間は10年前までさかのぼって納めることができます……追納
生活にゆとりが出来たら追納しましょう。

平成5年度内に追納する場合の保険料

免除期間	追 納 額 (月 額)	左の追納額に 含まれている 加 算 額 (月 額)
昭和58年度	5,830円	0円
59年度	6,220円	0円
60年度	6,740円	0円
61年度	9,280円	2,180円
62年度	9,170円	1,770円
63年度	9,040円	1,340円
平成元年度	8,900円	900円
2年度	8,860円	460円
3年度	9,000円	0円
4年度	9,700円	0円

58年度から60年度までは、加算がつきませんので納付されると有利です。

法改正のため、61年度からは、2年過ぎると1年毎に加算(利息)がつきます。

保険料の納付が困難な方

- ・世帯の所得が少ない
- ・病気・失業中
- ・交通事故の賠償金を支払っている
- ・家族が病気で看病しているので働けない
- ・事業を始め返済が多い……等々



免除の申請

(免除された期間は、年金額が $\frac{1}{3}$ になります)



免除の相談は

役場住民福祉課 年金係

☎84-1211 内線154



国民年金基金についてのご相談は あなたの町の「推進員」に！

国民年金基金は、国民年金の上乗せ年金として、平成3年5月からスタートしました。

国民年金基金の制度が出来たことにより、自営業の方がたが、サラリーマン並に老後の年金設計をする事ができるようになりました。

そこで、加入希望者の質問や相談が身近に受けられるよう、町に「推進員」を委嘱し、みなさんのご相談をお受けしています。

推進員は、町長の推薦により、右の方が委嘱されていますのでお気軽にご相談ください。



越川 貞子さん

篠本5130

☎85-0158

国民年金写真コンクール
作品募集

県内の風景・行事・名所・旧跡等で広報の表紙に適したもののキャビネ以上四ツ切り迄(カラープリントに限る)
9月30日(休)必着 応募作品の裏面に応募票を貼る
☎260-91 千葉市中央区市場町1の1 千葉県社会部国民年金課内 千葉県国民年金協議会